

令和 7 年 第 4 回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和7年3月6日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和7年3月6日

東京都教育委員会第4回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第20号議案

令和6年度東京都指定文化財の指定について

第21号議案

令和7年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

第22号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第23号議案から第27号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）都立特別支援学校の施設整備計画等について

（2）令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について

（3）東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	坂 本 雅 彦
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純
委 員	萩 原 智 子（オンライン）

事務局（説明員）

教育長（再掲）	坂 本 雅 彦
次長	猪 口 太 一
教育監	瀧 沢 佳 宏
総務部長	岩 野 恵 子
地域教育支援部長	山 本 謙 治
指導部長	山 田 道 人
人事部長	吉 村 美 貴 子
特別支援教育推進担当部長	中 西 正 樹
指導推進担当部長	市 川 茂
人事企画担当部長	矢 野 克 典
（書 記） 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和7年第4回定例会を開会します。

本日、萩原委員はオンラインで出席をされます。

本日は、読売新聞社ほか3社からの取材と、3名の傍聴の申込みがありました。また、読売新聞社ほか3社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

<入室・カメラ撮影 00:22:52～00:24:48>

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 2月4日の令和7年第2回定例会議事録については、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ承認いただきたいと思います。よろしいですか。——〈異議なし〉——では、2月4日の令和7年第2回定例会議事録については承認いただきました。

2月20日の令和7年第3回定例会議事録を配布していますので、御覧いただき、次回の定例会にて承認いただきたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第23号議案から第27号議案まで及び報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第20号議案

令和6年度東京都指定文化財の指定について

【教育長】 それでは、最初に第20号議案「令和6年度東京都指定文化財の指定について」の説明を、地域教育支援部長、よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは、第20号議案、令和6年度東京都指定文化財の指定について説明をさせていただきます。

本件は、昨年12月19日の教育委員会におきまして、新たな指定について3件の文化財を御審議いただき、同月25日に東京都文化財保護審議会に諮問したところです。

それでは、2ページを御覧ください。

本年2月17日に同審議会から諮問のとおり指定すべきとの答申を頂きましたので、本日はこれらの指定につきましてお諮りするものです。

それでは、3ページを御覧ください。

新たに指定するものは、1. 東京都指定有形文化財（建造物）学士会館、2. 東京都指定有形民俗文化財、大沢の山葵栽培農家、建造物1棟、関係民具8点、^{つけたり}附 箕輪家文書232点、3. 東京都指定名勝、旧前田庭園（駒場公園）です。それぞれの内容につきましては、昨年諮問をお諮りするに当たりまして説明をさせていただいたところですが、今回、文化財保護審議会の答申を経まして、指定理由のポイントに絞って説明をさせていただきます。

まず、千代田区に所在する学士会館です。指定の理由ですが、本件は学士会が会員の親睦と交流を図ることを目的として、昭和3年に再建した会館です。食堂や娯楽室、事務室などの社交クラブとしての機能と、学術交流の場としての大小の集会室が備えられた倶楽部建築となっています。大正・昭和期に活躍した建築家、高橋貞太郎が、師である佐野利器の指導を受けて設計を手がけており、非対称のL字形平面に大小の部屋を階ごとに巧みに配置し、これに対応して異なる階高を立面に収めて一つの建物に見事にまとめ上げられていることが、審議会においても評価されています。また、内容は当時の最上級で最新の材料を採用して、威厳や品格の感じられる意匠設計がなされ、構造は、耐震耐火を重視した鉄骨鉄筋コンクリート造の早い例であり、戦前の倶楽部建築の好例として意匠的、技術的に優秀であること、さらに、都心に残る数少ない復興建築の一つであり、関東大震災からの復興の歴史や近代建築様式の習熟と発展を示すものとして学術的価値が高いことや、竣工^{しゅんこう}から現在まで、神田・一ツ橋のランドマークとして都市景観に寄与してきた建物としても重要であることが評価をされました。

次に、三鷹市に所在します大沢の山葵栽培農家、建造物1棟、関係民具8点、附箋輪家文書232点です。本件は、武蔵野の山葵栽培農家の住宅として120年余の歴史を持ち、周辺に崖線沿いの緑や湧水、山葵田が残り、野川流域の農村生活を伝える貴重な文化財であること、また山葵農家が用いた民具や山葵の栽培・出荷を記録した古文書とともに、都民の基礎的な生活文化の特色を示す有形民俗文化財として貴重であることが評価をされました。また、民具につきましては、諮問後、審議会での審議を進める中で、山葵栽培で使われた農具などが貴重な文化財であると評価されたため、関係民具8点として追加をしています。

最後に、目黒区に所在する旧前庭園（駒場公園）です。本件は、加賀藩主から侯爵に列せられた前田家が、本郷から駒場へ移転を決断し、江戸上屋敷に起源を持つ本郷本邸の機能を継承しつつ、より近代的な本邸として建設した邸宅の庭園です。洋風庭園及び和風庭園が、それぞれ本邸の洋館と和館と一体的に構成され、昭和初期における貴顕の生活及び邸宅の全体像を知ることができること、また風景式の造園手法による洋風庭園と、煎茶趣味を取り入れた和風庭園は、昭和初期の庭園の姿を良好にと

どめ、設計者である原瀬及び西川一草亭の作品が良好に残る例として希少であることが評価をされました。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

御質問・御意見がありませんようですので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

第 21 号議案

令和 7 年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について

【教育長】 次に、第21号議案「令和 7 年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について」ですが、審議に先立ち申し上げます。本件に関連して、高橋委員から、教育出版株式会社発行の教科書及び指導書の執筆に携わっている旨、事前にお申し出をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第 6 項において、教育委員会の委員は自己の従事する業務に直接の利害関係のある者については、その議事にサインをすることができないとされています。本議案には、教育出版株式会社発行の図書の採択が含まれるため、高橋委員にはここで御退席をいただきます。

それでは、第21号議案の議事に入ります。指導部長から説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第21号議案資料を御覧ください。令和 7 年度に都立高校等で使用する教科書のうち、検定済教科書、著作教科書が発行されていない教科等で、市販の図書等を主たる教材として使用する、いわゆる「附則 9 条本」について採択をお願いするものです。

1にありますように、各都立高校等からの報告に基づき、図書の内容や、各学校による選定状況などを総合的に判断し、令和7年度に使用することが適当な附則9条本について、学校ごとに採択を行っていただくものです。

2の選定状況について説明をします。例年とおおむね同様の状況になっています。都立高校及び中等教育学校（後期課程）のうち、105課程で318種類、都立特別支援学校（高等部）のうち51校で329種類の図書を選定しています。また、都立高校等の233課程で「人間と社会」を選定しています。都立高校等で最も多く採択されているのが外国語で、中国語やフランス語などの図書です。次いで、芸術や専門高校で使用する工業などに関する図書が多く選定をされています。都立特別支援学校では、最も多く選定されているのが職業に関する図書、次いで芸術に関する図書が多く選定されています。

なお、図書の種類数ですが、一つの教科で複数の学校が同じ図書を選定している場合は一種類として数えています。

それでは、2ページを御覧ください。

附則9条本の選定の流れについて、参考としてまとめています。3にありますように、各学校において校長を委員長とする教科書選定委員会を設置しまして、生徒の実態等を踏まえて、最も適切なものとして選定した図書について、4にありますように、指導部におきまして選定結果の審査を行っています。学校ごとの選定結果につきましては、都立高校・中等教育学校（後期課程）を別紙の1、特別支援学校（高等部）を別紙の2にまとめています。これらをこのたび採択していただきたく、附則9条本の案としてお示しをさせていただきます。この後のページで、各校・各課程の選定一覧を付けていますので、御確認いただけたらと思います。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

御質問・御意見がありませんようですので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

ここで、高橋委員に改めて御入室をいただきます。

第 2 2 号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第22号議案「学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の改正についてです。こちらについては、著しく危険・困難な勤務等に従事する職員に支給します特殊勤務手当につきまして、手当の支給要件の改正を行うなど、必要な規定の整備を行うものです。議案資料の3ページ目の別紙と併せて御覧いただければと思いますが、改正内容は3点あります。

まず、小笠原業務手当についてです。小笠原の学校に勤務する職員につきましては、内地への交通手段が週1回、片道24時間、船便に限られるなど、勤務の特殊性がありますことから支給する手当です。知事部局と同様の制度で、手当の支給については時限措置となっていまして、令和7年3月31日に期限を迎えますが、勤務の特殊性に大きな変化が認められないため、支給期限を3年間延長しまして、令和10年、2028年3月31日とするものです。

2点目は、有害薬品取扱手当についてです。工業科の都立高校において実習助手が毒劇物等の有害な薬品に接するといった、常時、実習の補助業務に従事した時や、農業科の都立高校等で実習を行う教員又は実習助手が健康に有害な農薬の散布に従事した時に支給する手当です。このたび、六郷工科高校の学科改編としまして、令和7年4月1日から学科の名称が一部変更となることに伴いまして、本規則に規定されている学科の名称を改正するものです。

3点目は、教員特殊業務手当のうち、修学旅行等の引率指導業務に係る手当についてです。この手当は、宿泊を伴う修学旅行等におきまして、教員等が児童・生徒の引率指導業務に1日8時間以上従事した時に支給する手当です。近年、宿泊行事が多様化している状況を踏まえまして、手当の支給対象となる宿泊行事の範囲を拡充するも

のです。現行においては、学校が計画し、かつ実施する宿泊行事のみが支給対象となっていますが、教育委員会や公的機関等、学校以外が実施する事業について、教育活動の一環として位置付けた上で、学校として参加する形態の宿泊行事も支給対象とします。

施行期日ですが、小笠原業務手当につきましては、現在開かれています令和7年都議会第1回定例会において、学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例が可決された場合に確定をしまして、公布の日から施行、その他の手当については令和7年4月1日施行です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。これらの特殊勤務手当について、ここで御提案いただいたとおりの改定でよろしいのではないかなと個人的に考えますが、教員の諸手当、このほかにも部活等の指導や、特に合宿等で引率に関わった時等の手当があると思うのですけれども、それらの金額等も含めて、昨今いろいろな業界で給与水準を上げる、物価高など、いろいろなことが起こっていますので、そのような社会状況の変化に合わせて、手当等も含めて教員の待遇を是非改善の方向に検討を常にしていっていただきたいと思います。今はどうしても教職がブラックだというイメージで捉えられがちなところがありますので、是非様々な手当を、しっかりと待遇改善していっていただきたいと思いますので、今回のこれとは直接は関係ないですけども、是非幅広くそういったことも常に改善していっていただきたいということでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御質問・御意見がありませんようですので、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。―〈異議なし〉―では、本件につきましては原案のとおり承認をいただきました。

報 告

(1) 都立特別支援学校の施設整備計画等について

【教育長】 それでは、報告事項(1)「都立特別支援学校の施設整備計画等について」の説明を、特別支援教育推進担当部長からお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 報告資料(1)の都立特別支援学校の施設整備計画等について報告をします。

昨年10月に報告を申し上げましたとおり、現在、東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画の公表に向けまして作業を進めているところです。本日は計画の素案を報告した際に、掲載していなかった特別支援学校等の在籍者、利用者数の推計及び計画に位置付ける施設整備計画案について、またパブリックコメントに寄せられた御意見について説明をさせていただきます。

まず、改めてとなりますが、推進計画の理念について説明を申し上げます。本計画は、共生社会の実現に向けた教育を基本理念に掲げていまして、子供たちが共に学び、共に伸びるためには、これまで培ってきた特別支援教育の強みを生かしつつ、インクルーシブな教育を更に推進していくことが重要です。また、障害の種別、程度にかかわらず、地域で安心して暮らせる環境を整備し、学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が障害のある児童・生徒の様々な心身の特性や考え方について理解を深め、互いに連携しながら社会全体で子供の成長を支援していくことが必要であると考えています。このため、今回の計画は、特別支援学校と高校等の協働的な取組など、インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組の充実を図るものとなっています。

一方で、特別支援学校を希望する児童・生徒数につきましては、1ページ目にお示していますとおり、近年著しく増加する中、普通教室の確保を求める声も多く頂戴しているところです。なお、この表にあります在籍者数等の推計につきましては、主に都教育委員会が公表している教育人口等推計をベースに、学年ごとの障害者数の割合や、その推移などを勘案して見込んでいます。児童・生徒数は低学年になるほどより多く在籍している状況にあります。今後、学年進行に伴い特別支援学校における普通教室の確保が更に求められますことから、早急な取組が求められています。

そこで、資料の３ページの上段にありますように、緊急的な増築によりまして、普通教室の確保を図ってまいります。

具体的には、敷地内に校舎の建設が可能である水元特別支援学校と鹿本学園において、緊急的に増築棟を建設するものです。また、同じく３ページの中段、下段に記載しています、北多摩地区、墨田地区第二、戸山地区学園、矢口特別支援学校につきましても、従来の計画に基づく新設・増改築の案件となっておりまして、現在計画に沿って建設工事を進めている案件です。

先ほどの緊急的な増築棟設置のほか、第三次実施計画において新たに掲載する案件については２ページ目を御覧ください。先ほど説明申し上げましたとおり、児童・生徒数の増加に対応するため、江戸川区下鎌田に知的障害特別支援学校を新設します。また、現在知的障害教育部門の小・中学部が設置されている立川学園におきましても、隣接地に増築棟を建設しまして、高等部までの連続性のある教育の実現を図ってまいります。その下、石神井、調布、港、葛飾、高島特別支援学校の５校はいずれも築４０年を超えておりまして、老朽化に伴って現校舎を改築するものです。これらの特別支援学校が完成するまでには一定の期間を要しまして、その間、他の既存の学校におきましても老朽化が進んでまいります。本日説明の新設・増改築等を計画的に行いますとともに、並行してインクルーシブな教育を進めていくことにより、将来的にはインクルーシブな教育の進展等を踏まえた再編整備につなげていくことが可能になると考えています。

また、来年度から開始する特別支援学校と高校等の協働的な取組では、中長期的には一つの敷地内又は一つの施設内に特別支援学校及び高校の設置を目指し検討を進めてまいります。この実現に向けまして、様々な場面で特別支援学校と高校が連携、交流する新たな仕組みの立ち上げや、施設の共有、必要に応じて校舎の改修等を実施するなど、日常的に協働できる環境を整備してまいります。これらの整備や検討に当たりましても一定の期間を要することになります。この間、特別支援学校における普通教室のニーズが一層高まってまいりますけれども、そのような状況にありましても、質の高い学びの環境を整備することも教育委員会の責務でございます。こうした状況等を踏まえまして、今後ともインクルーシブな教育の着実な推進と、児童・生徒数の増加に応じた教育環境の整備の両輪によりまして、特別支援教育の更なる充実を図ってまいりたいと考えています。何とぞ御理解賜りますようよろしく

お願いします。

最後に、第三次実施計画の素案に対する意見につきまして説明を申し上げます。昨年10月24日の計画素案の公表に合わせまして、パブリックコメントを募集しました。今回、御意見を取りまとめましたので報告をします。4ページを御覧いただけますでしょうか。

パブリックコメントは10月24日から11月30日までの約1か月間で実施をしました。意見者数は、大人が106名、子供が16名です。回答者の属性につきましては、中ほどの表を御覧ください。なお、大人の回答者につきましては、一人の方から複数の事業に対する御意見を頂戴することが多くありまして、事業ごとにカウントした意見の総数としましては、一番下にありますとおり計427件です。パブリックコメントにおける主な意見につきましては、5ページ以降に記載がありまして、427件の御意見について、重複意見等を整理して108件にまとめたものです。本日は時間の関係上、複数の御意見を頂戴したものを中心に説明を申し上げます。

7ページ目の33番を御覧ください。知的障害特別支援学校の過密化に関する御意見として、学校建設の要望を頂いているものです。次に、10ページの54番を御覧ください。小・中学校における特別支援学校のセンター的機能に関する御意見として、この機能がより活用されるよう、制度の普及を図ってほしいというものです。次に、12ページの68番を御覧ください。特別支援学校と都立高校等の協働的な取組に関しましては、共生社会の実現に向けた良い取組であるとの御意見を頂戴しました。

なお、パブリックコメントによる御意見のほか、都議会をはじめ各方面から頂いている様々なお話も踏まえながら、計画の策定作業を進めています。

計画の成案につきましては、3月下旬の教育委員会に付議する予定としています。

報告は以上となります。よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問や御意見はありませんか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。しっかりとピークに向かって計画を進めてらっしゃることがよく分かりました。1ページ目の推計のところですけども、この推計に基づくと、令和13年度がほぼほぼピークだと推計されているということで間違いないでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 実際のところは、13年から16年の間で、まだもう少し伸びを見込んでいるところです。

【宮原委員】 12～13年から16年の間でもう少し変動があるのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 13年から16年の間で、少し伸びを見込んでいるところです。

【宮原委員】 数字で言うと、16年が低くて13年が高かったので、ここがピークかなと思ったのですが、もう少し増える可能性はあるということですか。

【特別支援教育推進担当部長】 ピークは14年前後を見込んでいます。

【宮原委員】 分かりました。ピークに行くに向かって計画は立てられていると思うのですが、やはりこの施設の完成時期が、特に新設・増改築のところが14年、15年、16年が多いです。もちろん新設校は2校、10年、11年に出てくるので、それでカバーできるのかなと思うのですが、きちんとニーズに応えられるような箱になっているかがこれだとよく分からなかったもので、今後少しそれは詳しく教えていただければと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 御意見ありがとうございます。先ほど説明を申し上げましたとおり、10年先には、ほかに老朽化してくる建物がありますので、そちらと合わせて検討した上で、またお話を差し上げたいと思います。よろしくお願いします。

【宮原委員】 ありがとうございます。もう一点なのですが、多分、次回以降に御説明いただけたと思いますが、一方で、普通学級の中で学びたいというお子さんもいらっしゃると思いますので、いわゆるインクルーシブな教育を推進する中で、完全にそのような事情を抱えた方を分ける特別支援学校の在り方と、一緒に学びたいという保護者の意向をどのように統合していくかは、今後是非とも御検討いただいて、この計画がどちらのニーズにもしっかりと応えていることが確認できるようにはしていただきたいなと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 御意見ありがとうございます。お子様、それから保護者のニーズに合わせた就学先につきましては、就学相談の機会などを捉えまして、しっかり把握してまいりたいと考えています。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございます。このように特別支援学校への希望者が増

えているということは、手厚い教育が求められているのではないかなと思います。そうであれば、現在の公立学校の教育の手厚さといいますか、取組と一緒に検証していく必要があるのではないかなと思います。意見の72番に、支援員の配置等が区によって異なる、格差があるという意見も踏まえて、特別支援教育を検討していく必要があるかなと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 先ほど宮原委員からも就学に関してお話を伺いましたけれども、学級あるいは学校を選択した後も、子供がどのような学びを得ているのか等確認しながら検討を進めていくことが大事だと思っていますので、それらを考慮して取り組んでまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 施設整備計画等については、この計画のとおりかなと思っています。後半で御紹介いただいた意見の部分ですけれども、一つ一つの御意見を本当に伺って受け止めていくと、本当にそれぞれ深刻な思いや強い思いがあるのだなということがよく分かりました。一方で、これらを全部受け止め切れない部分もあることもよく分かるのですが、このようなことはいずれ対応していくことを考えると、学校で言うと、いわゆる指導観を変えていかなければいけないという言い方をしますけれども、このようなことを全部受け止めていくと学校観のような、学校の考え方そのものも変わっていくようなことがあると思います。多くの御意見だと私たちはこのような学びをしたいけども、現実には今の学校のどの教室のどの先生に学ばいいのかという、受け取り先というか、受け止め先がないという指摘も多いわけです。様々なタイプの学校という枠を作ってその枠に入れていくという今のやり方だったものを、これらの意見は、私の受けとめ先を一つ一つ考えてくださるように非常に感じられます。学校に対する考え方、学校観を変えてほしいという要望にすごく感じます。これは、急に変えていくのは非常に難しいと思うのですが、私は何となくデジタルを使って一人一人の要望を受け止めやすくしていく、一人一人の思いをしっかりと少なくとも記録に取っていくなど、カルテではありませんが、まずは一人一人の歩みをしっかりと記録していくのだと思います。そのような一人一人の記録が蓄積されていくと、今の仕組みだと受け止めてくれないから学校はこうしてほしいという将来への要望は聞こえてくると思うので、少なくとも一人一人の要望を把握するところから始めて、その受け止めをどう対応していくかとい

うことは、またいろいろ制度上、予算や人材で難しいと思いますので、まずは把握からデジタルを使ってお互いプラスになるようなやり方もあるのかなと思っています。東京アプリも出たようですので、そのようなものがどんどん発展していくと、このようなものと接続したりすると面白いのかなというか、便利になるのではないかと感じました。

以上です。

【特別支援教育推進担当部長】 御意見ありがとうございました。まず、教員の理解をこれから一層進めていかなければならないという課題は素案の中でも書かせていただいたのですが、今のデジタルの活用についても、この成案にすぐ書けるかどうかについては検討となりますが、そういった視点をしっかり持ちながら検討していきたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見などありませんようですので、本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について

【教育長】 次に、報告事項の(2)「令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について」の説明を、指導推進担当部長からお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページを御覧ください。東京都教育委員会では、総合的な子供の基礎体力向上方策の一環として、本調査を平成23年度から実施しています。

資料の2番、調査の概要を御覧ください。対象は、都内公立学校の児童・生徒約97万人でした。調査内容は、児童・生徒を対象としたもの、それから学校を対象としたものとありますが、児童・生徒を対象としたものは体力・運動能力調査、それから生活・運動習慣等を問う質問紙調査となっています。

なお、結果の入力、それから分析等につきましては、今年度からデジタルシステムを活用する方式に変更しています。

続きまして、2ページを御覧ください。ここでは、体力・運動能力について、小学校5年

生、中学校2年生、高等学校2年生全日制の結果を掲載しています。それぞれのグラフでは、実線が東京都、点線が全国の結果となっています。この体力・運動能力調査では、各種目の得点の合計に応じて、高い方から順にAからEの5段階の総合評価が示されます。種目ごとの得点や総合評価の基準については、文部科学省が決めているものでございまして、全国共通となっています。ここでは、総合評価C以上の割合をグラフにしています。

結果を御覧いただきますと、いずれの学年もコロナ禍前の令和元年度の水準には至っていない状況です。また、昨年度と比較しますと、男子は増加傾向にあります。女子は減少傾向にあります。

続きまして、3ページを御覧ください。このページでは、種目別の傾向を掲載しています。青の点線が今年度のもの、ピンクが昨年度の東京都の平均値を示したものです。グレーの正八角形になっている部分が全国平均値に相当しますので、このグレーと比較しますと東京都の割合が大体どのような感じか、御覧いただけたと思います。なお、それぞれの種目のうち、星印が付いているものについては、昨年度に比べて記録が向上しているものです。全体を見ますと、特に顕著なのが持久走で、中学校2年生、高等学校2年生で男女とも記録が低下している状況でした。

続いて、4ページを御覧ください。ここでは生活習慣の項目のうち、朝食に係るもの、それから睡眠時間に係るものの結果を示しています。まず、上段の朝食についてですが、これは毎日食べないと回答した児童・生徒の割合で、こちらは全体的に増加傾向にあります。下の睡眠時間に関しては、6時間未満の割合を示していますが、高等学校の2年生の女子で増加している状況が見られます。

続いて、5ページを御覧ください。ここでは体育の授業以外に、1日平均60分以上運動している児童・生徒の割合を示したものです。こちらは昨年度と比較しますと、男子は増加傾向にあります。女子は減少傾向にあります。

続きまして、6ページを御覧ください。ここは意識調査の結果で、運動やスポーツをすることが好きと回答した児童・生徒の割合です。全体的にコロナ禍前の令和元年度よりも高い割合になっていますが、中2女子に関しては令和元年度の水準には至っていない状況が見られます。

最後に7ページを御覧ください。今後の取組です。それぞれの結果から分かる課題に対す

る取組ということで書かせていただきました。まず、一番上の体育等の授業の充実や多様な運動機会の創出についてですが、こちらはまず体育健康教育推進校の指定をしています。それぞれの推進校で効果的な指導方法等について研究開発を行っており、その成果を私どもが立ち上げていますポータルサイトで発信を続けてまいります。

第2は自己の体力の課題分析と課題解決に向けた取組です。こちらは1ページ目で御案内しましたとおり、体力テストをデジタル化しましたので、このシステムを活用してまいりたいと考えています。

具体的には、児童・生徒が自分の端末を使いながら、自分自身の体力を把握したり分析したりして、学びに生かしていきます。また、このシステムの中に、それぞれの体力の状況に応じて、どのようなトレーニングをしたらいいのかという動画を掲載しています。こちらについても、個別最適な学習を目指して、授業でも活用できるような形で充実を図ってまいりたいと考えています。

続いて、第3です。生活習慣を見直し改善を図る取組の推進です。こちらは生涯の健康に関する理解促進事業を今展開しているのですが、こうした取組を通じて、自らの健康や環境を管理、改善していくための資質・能力の育成を図ってまいりたいと考えています。

最後に第4です。多様な運動機会の創出です。こちらでも現在行っている、エンジョイススポーツプロジェクト等の取組を通じて、子供の多様なニーズに応える運動機会を引き続き設定してまいりたいと考えています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明どうもありがとうございます。こういったデータを踏まえながら、しっかり子供たちへの指導を学校現場でもしていただきたいと思うのですが、生活習慣と体力・運動能力を掛け合わせたデータはないのですか。

【指導推進担当部長】 お時間の関係で、基本的にはそれぞれのローデータを御案内させていただきました。実際には、学校に配る報告書に、それぞれいろいろな要因を掛け合わせたクロスデータのデータ等も掲載していますので、そちらを伝えていきたいと思います。

【北村委員】 良かったです。そこを見ないと、多分先生方もどのような指導をしていく

のかで行き詰まりがあるというか、やはり、しっかり朝御飯を食べている子や、睡眠時間をしっかり取っている子の運動機能が、全体としてというよりは、個々の子供がどのぐらい伸びているかをしっかりと見ていただきたいと思いますので、そういったデータを是非御提供をよろしくお願いします。

【教育長】 それでは、萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 御説明ありがとうございました。エンジョイスポーツプロジェクト、外部団体と連携して、とても良い取組だと思いました。質問ですけれども、このエンジョイスポーツプロジェクトは、どのぐらいの頻度で行ってらっしゃるのかなというのが気になりました。というのも、体育の授業内容や種目も、普段の体育もしくはエンジョイスポーツの選択制にできていたら、運動が苦手な子や嫌いな子にとってはすごく精神的に負担が減っていくのではないかなと思います。無理なく少しでも体を動かす機会が作り出せるのかなと思うので、その部分を質問させていただきたいなと思いました。

もう一つ、調査の中で、子供たちが運動をする、体を動かすイメージが、どうしてもたくさんスポーツをするというイメージがあるのかなと思っています。これは調査で種目が決まっています仕方がないですが、生涯スポーツと考えた時に、体を動かす、運動するの定義やイメージを少しずつ変えていく必要もあるのかなとは思っています。例えば、犬の散歩に行ったらそれはウォーキングになる、何分行ったらこのような効果がありますよということを示してもいいのかなと思っています。体をもっと動かすことを身近に感じてもらえるように伝える工夫もした方がいいのかなと感じました。デジタルで自分自身が、トレーニングを参考にできるという話も今ありましたが、腹筋をしなければ駄目、縄跳びを何十回しなければ駄目というトレーニングになってしまっていると、より敬遠してしまう部分も出てきてしまう可能性がある中で、そこを何とか楽しく、生活の中で、このようなことができるよということも示してあげられるといいのかなと思いました。

以上です。

【指導推進担当部長】 まず、第一に頂いたエンジョイスポーツプロジェクトについてですが、こちらは都立学校を今年度は12校指定しています。その学校の中で授業時間や放課後を使って、いろいろな体育の授業以外の取組を行っています。例えば、授業時間ですとクラス単位で行うところが多いのですが、年間大体48回ぐらいの数を設定して、具体的には例え

ばヨガやダブルダッチ、ダンスフィットネス、ストレッチ、ピラティスなどを取り入れています。講師は学校の先生ではなくて、外部の方、プロのダンサーの方やアスレチックトレーナーの方、プロのパフォーマーの方など、そういった方々のお力を借りながら進めています。目的は、生徒の多様なニーズに応えていこうということです。体育の陸上運動で記録を上げるなど、そういったことではなくて、生涯スポーツという観点で、運動の楽しさを知ってもらおうという目的で行っています。

2点目にお話しいただいた件については、この調査では、子供たちには運動の中に体を動かす遊びも含みますといった、割と緩やかに考えるようにしています。ただし、それはあくまでも調査票の中にそう書いてあるわけですから、子供たちの認識としては、萩原委員のおっしゃるような理解をしている子供たちもいることは想像できます。ですから、運動イコール従来の体育だけではなくて、幅広い日常生活の中にもいろいろな活動がそういったものに含まれるのだという、子供たちへの啓発をしていく必要があると思いますので、その辺りは御意見も踏まえまして今後対応を考えていきたいと思います。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。1点目の質問は、今の萩原委員のことに関係するのですが、多分調査で取っていないのかなと思いますが、いわゆる昼休みや中休みに外で遊んでいるかどうかと、この体力テストの結果がひも付けられているといいかなと思います。あるいは、通学の時の歩いている距離などがあるといいなと思ったのですが、多分取ってらっしゃらないと思います。今後そういったことを補足的に確認することがあれば、もう少し学校で、外で休み時間に遊ぶことを奨励してもらっただけでもだいぶ違うのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうかというのが1点目です。

2点目は、これは調査の1ページ目ですか、朝食を食べないお子さんが、高校2年生で急激に上がっているのが気になっていまして、この辺りの背景などは何か分析されたものがあるようでしたら教えていただきたいと思っています。

【指導推進担当部長】 まず、1点目については、今お話しいただいたとおりでして、実際に1週間で420分を目安として、1日大体60分以上運動をしていますかという項目で意識調査をしていますので、それぞれ細かく休み時間に運動していますか、通学時間はどのくらいですかという項目ではありませんので、実際にそこまで詳しい分析は今のところではできて

いません。

ただ、個別に各学校でいろいろ対策、対応を考えていく時に、そういった視点も大事だと思いますので、私どもも頂いた御示唆を参考にさせていただきたいと思います。

それから、生活習慣の朝食を食べない高校2年生の女子の件ですが、これは睡眠時間もそうですが、特に高校2年生がこの生活習慣については数値的には望ましくない状況が見られています。いろいろな背景があるのではないかなということで、担当で話をしています。まず考えたのが、スクリーンタイムです。スマホを使う時間などが男子に比べて多いのではないかということを考えたのですが、実はそれは男子の時間とそれほど大きな差はありません。私どもが今考えているのは、例えば身支度や学習など、ほかの時間に使う時間が男子よりも女子の方が多いのかなと思います。実際にはこれは高校生の女子生徒のいろいろな声を聞いたり、実態を調査したりする必要があるのかなと思いますが、現状ではそのような分析や考え方をしています。

【宮原委員】 突出的に高校2年生女子の数値が心配な状況になっていて、睡眠時間もこの分だけが大きく伸びていて、ほかはどちらかといえば下がり気味ということになっていますので、こちらについてはしっかりと学校側と連携をしていただいて、今の高校生がどのような生活習慣だからこうなっているのかは少し分析をしていただいて、何よりもまず三食御飯を食べることと、睡眠時間をしっかり取ることは、将来の御本人たちのそれから先の健康的な生活にすごく大きな影響を与えることを、しっかりと認識していただくという、保健体育の教育も含めて御検討いただきたいなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。質問ですけれども、男子が今回は記録が向上していますが、何かこれが良かったというところがあれば教えていただきたいのと、それが分かると、女子も同じように対策できるのではと思ったので、伸びた理由があれば教えてください。

そして、2点目ですけれども、私の昔の体育は、一斉に行うという感じがあったのですが、このようなデータ、あるいは自己評価ができるといった時代には、体育の授業自体も変わってきているのでしょうか。

それから、3点目は宮原委員と同じですけれども、低出生体重児の出生数が減少傾向にはなく、微増している状況があります。その一つの原因に、女性の痩せが原因ではないかと言われており、低出生体重児は予後的に何らかのリスクを抱えていくことも知られています。そこで、プレコンセプションケアと、保健とがタイアップをして意識を変えていく必要があると思っています。宮原委員の言われた保健体育の中に是非取り入れて予防していただきたいと思います。

以上です。

【指導推進担当部長】 まず、第1の点ですけれども、男子の結果が伸びているというのは、それぞれの学校の、2点目とも関係してくると思いますが、体育の授業がかなり変わってきていますので、一人一人が目標を持ちながらいろいろな取組をしている結果なのかなと認識しています。

2点目については、は体育の授業観が変わっていますので、かつてはみんなでこの記録を高めていこう、これができるようになろうなどとしていましたが今は基本的な考え方としては、一人一人に合わせて自分の記録を伸ばしていこう、それから項目にもありますが、運動やスポーツが好きという子を増やそうという目的で行っていますので、かなり授業の進め方や考え方が変わっています。

その指標として、6ページの意識調査は一つのパロメーターにしたいと思っているのですが、こちらで中学校2年生の女子以外の学年に関しては、運動やスポーツを好きという子が増えていますので、これは今の体育の授業の考え方がしっかり子供たちにも伝わってきていると認識しているところです。

それから、3点目の健康面のことですが、実際の取組としては、最後7ページに掲載している将来の健康に関する授業を、今、高等学校6校で行っています。こういった内容をいろいろな学校にも広めていって、生涯を通じて子供たちが自分の体や健康をしっかり把握して、改善に努めて管理していくという資質・能力を伸ばしていければと考えているところです。

【教育長】 では、高橋委員。

【高橋委員】 最初の結果を見て、コロナの影響がこれほどまだ残っているのかなという印象を受けました。私からは、ワンパターンのものですけれども、最後の方に

書かれているデジタル化について、非常に良い取組だなと思いました。この言葉で書かれている、自分の体力の現状を把握・分析し、自分にとってという、この書き方は本当に良いなと思っています。要は、把握して、分析して、実行するという、体育に限らずあらゆる物事の解決の仕方をここで学ぶことができますし、先ほどの特別支援のところも私は把握からと申し上げたのは、実は把握がしっかりできていれば、個別に対応せざるを得なくなるという状況や、個にどう対応したらいいのかが分かってくるので、個別に対応しなければいけないからデジタルを使うというよりかは、個が把握できたから個に対応せざるを得なくなっていくような流れから考えていくと、このような取組が非常に重要です。仮に分析や対応や調整にならなくても、把握するだけでも、自分はこれほど夜更かししているのだ、これほど御飯を食べていないのだということが分かるだけでも、自己調整が始まるという意味で、先ほどの休み時間はどうしていますかというのも、場合によっては休み時間に遊んでいるか、遊んでいないかというのを子供に入れさせていけば、遊んだ方がいいかもしれない、それが天気予報と連動しているなど、今は端末がありますのでそのようなことができるかなと思っています。最後に、今までは平均を見て、夜更かしをする女性など、そのような集合を作って、どう対応していくかということだったと思うのですけれども、特別支援も含めて、今、個々が把握しやすい状況になっていますので、個を把握して、個がそれぞれ、もちろん私たちは助けますけれども、最後は自分でやっていってもらおうという、自立や自活がやはり重要なところだと思うので、個々で対応できるような応援をしていくやり方に、今度はどんどんなっていくのではないかなと感じたところです。その布石として、このデジタルのやり方は大変すばらしいのではないかと感じています。

【指導推進担当部長】 正に、まず自分を知るところから始めたいと思っています。それがやらされている活動ではなくて、自分から活動を行う力になると考えていますので、是非これは進めていきたいなと思います。補足しますと、この体力テストのデジタル化したデータに関しては、IDとパスワードをしっかり押さええていれば、学年を持ち越すことができます。

自分の端末で、去年はどうだったのだろう、2年前はどうだったのだろうと振り返

れるようになっていきますので、そういった仕組みも積極的に使いながら、子供たちのこうした取組を推進してまいりたいと思います。

【高橋委員】　　すごく心強いコメントを頂けたかなと思います。ここで言うことではありませんけれども、特別支援や一般の学習についてもそのような形で、自分が伸びを把握して、自分のために勉強していくことができればなと思っていますので、このスポーツから取組が進んでいけばと願っています。

【教育長】　　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見がありませんようですので、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

（１）教育委員会定例会の開催

3月27日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】　　次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】　　次回の定例会ですが、第2木曜日の3月13日を予定していましたが、現在のところ案件がありません。そのため、次回は第4木曜日の3月27日午前10時から、教育委員会室にて開催したいと思います。

【教育長】　　ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については、3月27日木曜日午前10時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、3月13日の教育委員会定例会は開催しないこととします。次回の定例会は、今申し上げましたように3月27日木曜日午前10時からとなりますので、お間違いないようにお願いします。

日程そのほか、何かありませんでしょうか。

それでは、ここから以降は非公開の審議に入ります。

（午前11時4分）